

青 畜 第 4 6 1 号  
令和6年11月11日

公益社団法人 青森県獣医師会会長理事 殿

青森県農林水産部畜産課長  
( 公 印 省 略 )

### 国内におけるランピースキン病発生に伴う防疫対策の徹底について

このことについて、令和6年11月7日付け6消安第4496号で農林水産省消費・安全局長から通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴会員等に対して、周知をお願いします。

### 記

#### 1 通知の内容

11月6日、福岡県下の乳用牛飼養農場において、国内では初めてとなるランピースキン病（以下「本病」という。）の発生が確認された。本病については、本病を発症した牛の早期発見、隔離、移動の自粛、ワクチン接種等の総合的な防疫対策によって、本病の発生及び感染拡大を効率的かつ効果的に防止する必要があることから、牛の所有者、獣医師等に対して、本事例を周知するとともに、以下の点について指導すること。

- (1) 飼養している牛を定期的に観察し、飼養する牛に全身の皮膚の結節や水腫、発熱、乳量の低下等の本病を疑う症状がみられた場合には、当該牛を群から速やかに隔離して管理するとともに、獣医師又は家畜保健衛生所に連絡すること。
- (2) 本病は、感染した牛の移動により感染拡大するおそれがあることから、出荷等により農場外へ移動させる場合には、健康状態を確認すること。
- (3) 本病は、蚊、サシバエ、ヌカカ等の吸血昆虫（ベクター）による機械的伝播により感染が成立すると考えられていることから、平時から害虫の防除を行うために殺虫剤の散布その他必要な措置を講ずること。
- (4) 本病ウイルスが付着した飼養器具等の持込みが感染の原因となるおそれがあることから、他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある飼養器具等は、

原則として農場内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合は、洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること。

- (5) 血液を介して本病の感染が成立する報告もあることから、注射針、人工授精用器具その他体液（生乳を除く。）が付着する物品を使用する際は、1頭ごとに確実に交換又は消毒を実施すること。

担当：青森県農林水産部畜産課  
衛生・安全グループ 齋藤  
TEL 017-734-9498  
FAX 017-734-8144  
Mail [kachiku\\_eisei@pref.aomori.lg.jp](mailto:kachiku_eisei@pref.aomori.lg.jp)